

裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市産業建設部区画整理室 裾野駅西地区整備事務所 〒410-1118 裾野市佐野1068番地の2
TEL 055-994-1274 FAX055-994-1279 http://www.city.susono.shizuoka.jp/ E-mail shigaichi@city.susono.shizuoka.jp

審議会委員選挙特集号 第6号

裾野駅西地区区画整理審議会委員選挙

審議会委員の立候補の受付が終了しました

届出をされた方々をお知らせします

平成20年7月17日の選挙人名簿の確定を受け、7月18日から7月27日までの間、土地区画整理審議会委員への立候補等の受付を行いました。その結果、立候補もしくは推薦による立候補の承諾をなされた方は以下の方々となります。



選挙の実施の有無につきましても、8月7日の立候補辞退期日を過ぎた時点で確定します。

【立候補等をなされた方々】 (記載は届出順となっています)

●宅地所有者のうちから選挙される委員の候補者 (委員定数7人 予備員3人)

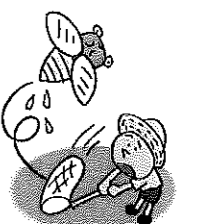
- 佐藤 直毅 (東京都中野区南台2丁目22番9号 南台サンハイツ103) [立候補 現職]
- 杉山 豊美 (平松522番地) [推薦承諾 現職]
- 高村 文雄 (平松467番地の2) [推薦承諾 現職]
- 岡田 晃一 (平松155番地) [立候補 現職]
- 加藤 照親 (平松474番地) [立候補 新人]
- 田代 寿夫 (平松119番地の3) [推薦承諾 現職]
- 中西 茂 (佐野1574番地の3) [推薦承諾 新人]
- 秋山 禮子 (平松385番地) [推薦承諾 新人]
- 鈴木しのぶ (平松462番地の9) [推薦承諾 新人]

●借地権者のうちから選挙される委員の候補者 (委員定数1人 予備員1人)

- 梶 一純 (平松381番地の12) [立候補 新人]
- 有限会社伊豆屋 (平松383番地の12) [立候補 新人]
- 稲 一夫 (平松811番地の1) [立候補 現職]

【立候補等の辞退について】

平成20年8月7日(木)午後5時15分までが立候補等の辞退の期限となっています。やむを得ない事情その他により立候補を辞退される方は、期限までに辞退届を提出していただくこととなります。(8月2日・3日の辞退届の受付は行いません) 8月7日の辞退期限の時点で、委員定数を超えている場合は選挙、委員定数を超えていない場合は無投票で委員が決定いたします。また定数の3分の2を超えない場合は補欠選挙を行うこととなります。



【選挙について】

8月7日(木)の辞退届の期日を過ぎた時点で投票を行うのか、無投票なのか、補欠選挙を実施するのか決まります。

選挙となる場合は、選挙の内容並びに投票入場券を、選挙権を有する権利者に送付いたします。

選挙とならなかった場合については、その内容を知りたい方は、その内容を知りたい方へお知らせいたします。



【当選人となるための得票数について】

当選人または予備委員となるために必要な得票数は、当日の有効投票数を選挙すべき人数(定数)で除した数の4分の1以上の得票を得ることが必要となります。

(下記《宅地所有者の選挙の例》参照。)

《宅地所有者の選挙の例》

宅地所有者が投票した有効投票数	196票
宅地所有者から選挙される委員の定数	7人
立候補者数	9人

とした場合、

当選人となるために必要な得票数は (196票÷7人) × 1/4 の計算により7票となります。

得票結果が

A氏 35票 (1位当選)	B氏 30票 (2位当選)	C氏 28票 (3位当選)
D氏 16票 (4位当選)	E氏 12票 (5位当選)	F氏 10票 (6位当選)
G氏 4票 (7位落選)	H氏 3票 (8位落選)	I氏 2票 (9位落選)

となった場合、G氏は得票順位が7位であっても、獲得した得票が必要得票数7票を得ることができなかつたため、当選人になることはできません。

※予備委員について

予備委員になるためにも必要得票数以上が必要となりますので、必要得票数7票に満たないG氏、H氏及びI氏は予備委員になることはできません。

【得票数が同じ場合の順位決定について】

必要な得票数を得て得票数が同じ場合は、開票場において、市長あるいはあらかじめ市長に委任されたものがくじ引きで順位を決定します。

【選挙について】

8月7日(木)の辞退届の期日を過ぎた時点で投票を行うのか、無投票なのか、補欠選挙を実施するのか決まります。

選挙となる場合は、選挙の内容並びに投票入場券を、選挙権を有する権利者に送付いたします。

選挙とならなかった場合については、その内容を知りたい方は、その内容を知りたい方へお知らせいたします。

【投票できる方について】

投票できる方は、選挙人名簿に登録された方々です。共有で土地をお持ちの方、共有代表者の選任が出

されていない方々は、「共有代表者選任届」を選挙当日までに提出することにより、選挙権を有することができます。

選挙人名簿作成の基準日(6月3日)において借地権申告がされていない方、あるいは申告内容の変更がなされていない方、また、7月7日の選挙人名簿縦覧終了時までには相続人代表者の選任届の提出がされていない方については、選挙権はありません。

第3回仮換地指定について

第2回仮換地指定(平成20年7月4日付)に引き続き、8月5日の第21回土地区画整理審議会にて第3回仮換地指定の諮問を行います。今回仮換地指定の諮問を行う区域は、第2回仮換地指定を実施した第17街区の残

りの部分と第32街区全域(下図斜線部分)となります。

【仮換地指定される土地について】

今回換地指定を受ける土地所有者は、市並びに市土地開発公社、東海旅客鉄道(株)関係の土地となります。

【指定通知等の送付について】

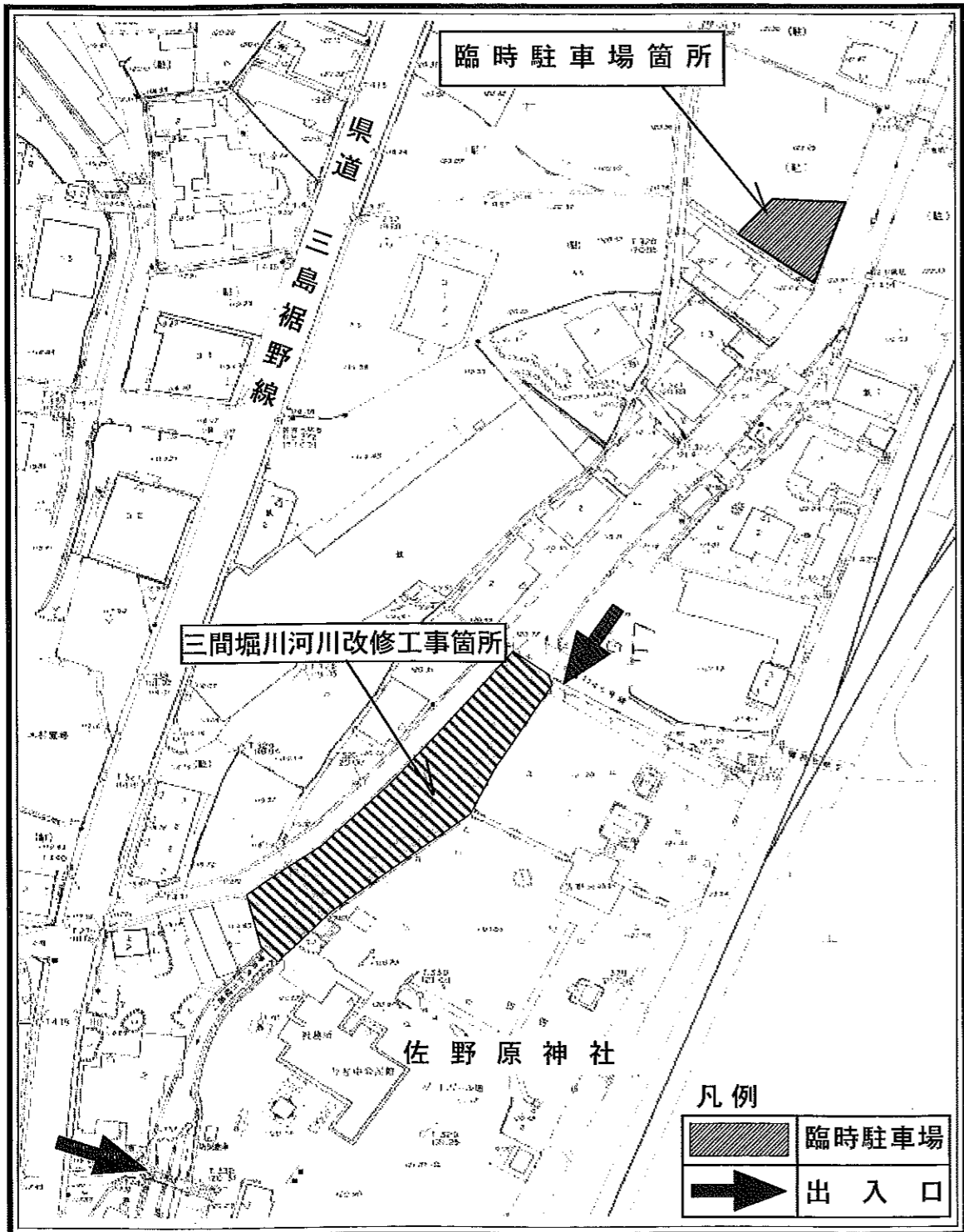
「仮換地指定通知」は、市並びに市土地開発公社、東海旅客鉄道(株)の3者のみに通知されます。

しかし、仮換地指定の手続きの関係上、「ご自分の土地の仮換地指定がまだ行われていない方に対し、「現在あなたの所有する土地の上に、第3者(今回の場合は市・東海旅客鉄道(株))の土地が指定されます」といった内容で、「他の宅地についての仮換地指定通知」を送付させていただきますこととなります。

【ご自分の土地の「仮換地指定通知」ではありません

ので、お間違えの無いようお願いいたします。また、この「他の宅地についての仮換地指定通知」が送付されたことにより、ただちに、現在の土地利用の停止や建物等の移転をお願いするものではありません。市より「事業を進めるために土地の利用ができません」とい内容のお知らせがあるまでの間は、今までと同じように土地利用は続けることができます。ご不明な点は区画整理室(裾野駅西整備事務所)までお問い合わせ下さい。

佐野原神社臨時駐車場の位置が変わりました



現在実施しております(準)三間堀川河川改修工事のために、佐野原神社の臨時駐車場を左図の箇所に設置いた

しました。また、正面の出入口(神路橋の箇所)が工事により通行できなくなりますので、左図の出入口を通行していただくこと

なります。近隣住民の方や佐野原神社を利用される方にはご迷惑をお掛け致しますがご理解・ご協力をお願いいたします。

《 仮換地指定箇所 》

